

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 3 1 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町規則第 1 1 号

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第 11 号

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則

佐用町行政組織規則（平成17年佐用町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「情報管理係及びD X 推進係」を「情報推進係」に、「広報・通信係」を「広報広聴係及び情報通信係」に改める。

第13条第 2 項中「及びまちづくり推進係」を「、まちづくり推進係及び地域政策係」に改める。

第44条第 2 項中「定住対策係、」を「定住・空家対策係及び」に改め、「及び空家対策係」を削る。

第114条の表ホームヘルパーの項の次に次のように加える。

調査員	課（室・所）	上司の命を受け、業務に従事する。
-----	--------	------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。